

厚生労働省の主な取組について

平成24年3月28日
厚生労働省平成23年度
仕事と生活の調和関連予算
約5,891億円平成24年度
仕事と生活の調和関連予算案
約5,992億円(※1)

※1 このほか、女性医師等就労支援事業等、所要の予算を計上。

1 就労による経済的自立支援

経済的自立が困難な者の就職支援

担当者制による職業相談・紹介から職業定着までの一貫した支援等を通じ、フリーター等の正規雇用化の推進等に取り組んだ。【H24年度は一部拡充】

(実績)

○ハローワークの職業紹介により正規雇用に結び付いたフリーターの数(平成23年度) 180,520人

2 健康で豊かな生活のための時間の確保

労働時間の設定の改善に向けた取組の推進

長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得促進等、労働時間の設定の改善に向けた労使の自主的な取組の支援を行った。【H24年度も継続】

(実績)

- 労働時間等設定改善推進事業実施承認団体数(平成23年度) 14団体
- 職場意識改善計画認定件数(平成23年度) 421件

3 多様な働き方・生き方の選択

保育サービスの充実

待機児童の解消を図るため、保育所等の受入れ児童数の拡大を図るとともに、保護者や地域の実情に応じた多様な保育サービス(保育ママ等)の提供を充実させた。【H24年度は一部拡充】

予算面では、平成23年度第4次補正予算で「安心こども基金」の積み増し(1,234億円)・延長(H24年度末まで)を行った。これにより、施設整備費に加えて新たに運営費についても基金で支援する等、「国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消「先取り」プロジェクト」の強化を図った。

両立支援に関する雇用管理の改善

短時間勤務者や育児休業取得者等に関する処遇等のベストプラクティスの普及等を行い、両立支援制度を利用しやすい職場環境の整備を図った。【H24年度も継続】

また、賃金等の処遇や代替職員の配置等の雇用管理改善に向けたアドバイスを行う「両立支援アドバイザー」、中小企業に重点を置いた助成金を通じた事業主支援を行った。【H24年度も継続】

(実績)

- 両立支援アドバイザー配置数(都道府県労働局) 107名

次世代育成支援対策法に基づく行動計画の策定等

平成23年4月1日から一般事業主行動計画の策定・届出の義務が101人以上企業に拡大されたところ、計画の策定・届出等の促進を行うとともに、多くの事業主が認定を目指して取り組むよう周知・啓発を図った。【H24年度も継続】

また、認定を受けて「くるみん」を取得した企業に対し、一定の期間内に取得等をした建物などについて、認定を受けた事業年度に32%の割増償却をすることができる税制優遇制度を創設。【同上】

(実績) (※いずれも平成24年2月末時点)

- 企業の届出率(平成23年度) 301人以上企業 98.3% 101~300人企業 96.1%

仕事と生活の調和の実現に向けた取組状況と今後の施策展開

1 平成23年度取組状況

(1) 仕事と生活の調和の実現に向けた企業の取組の促進

○ 労働時間等設定改善に向けた取組の推進(1,325,250千円)

労働時間等設定改善法に基づき、企業等に対する支援事業を実施し、労使の自主的取組を推進することにより、長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得促進、特に配慮が必要とする労働者に対する休暇の普及等、労働時間等の設定の改善に向けた取組を促進した。

(平成23年度実績(直近値))

・労働時間等設定改善推進事業実施承認団体数 14団体

・職場意識改善計画認定件数 421件

・「特に配慮を必要とする労働者に対する休暇制度」セミナー 全国47都道府県で開催

○ 長時間労働抑制のための重点的な監督指導等の実施(333,772千円)

長時間労働を抑制するため、事業場に対する自主的な取り組みを促進するための点検の実施や「時間外・休日労働相談コーナー」の設置等、長時間労働抑制のための重点的な監督指導等を実施した。

(2) 企業における次世代育成支援対策の推進(28,801千円)

次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画の策定・届出等の促進を引き続き行うとともに、多くの事業主が次世代法に基づく認定を目指して取組を行うよう周知・啓発を図った。

なお、平成23年4月1日から一般事業主行動計画の策定・届出の義務が101人以上企業に拡大され、中小企業においても計画の策定・届出が義務化された。

(平成23年度実績(直近値))

企業の届出率(平成24年2月末日)	301人以上の企業	98.3%
	101人以上300人以下の企業	96.1%

(3) 仕事と家庭の両立を図ることのできる環境整備の促進

○ 改正育児・介護休業法の円滑な施行(302,600千円)

改正育児・介護休業法に基づく制度の定着を図るとともに、都道府県労働局で行う行政指導などにより育児休業等を理由とする解雇、不利益取扱いへの対応を図った。

○ 両立支援に関する雇用管理の改善(9,325,912千円)

両立支援制度を利用しやすい職場環境を整備するため、短時間勤務者や育児休業取得者等に関する処遇等のベストプラクティスの普及等を行うとともに、賃金等の処遇や代替職員の配置等の雇用管理改善に向けたアドバイスを行う両立支援アドバイザー(新規)を都道府県労働局に配置(107名)。また、両立支援に取り組む事業主への助成金について、中小企業に重点を置いて支援を実施。

なお、平成23年9月より「事業所内保育施設設置・運営等助成金」、「中小企業子育て支援助成金」、「両立支援レベルアップ助成金」が、「両立支援助成金」、「中小企業両立支援助成金」に再編された。

○ 男性の育児休業の取得促進・「イクメン」の周知(29,327千円)

「イクメンプロジェクト」を実施することにより、男性の育児休業取得促進を図った。

イクメンの星 16名選出

(公式サイト登録件数：平成24年3月9日現在)

- ・イクメン宣言登録者数 1,580件
- ・育児・育児休業体験談登録件数 453件
- ・イクメンサポーター宣言(個人)登録件数 413件
- ・イクメンサポーター宣言(企業・団体)登録数 475件

○ マザーズハローワーク事業の拡充(2,212,046千円)

事業拠点の増設(163箇所→168箇所)等、マザーズハローワーク事業を拡充した。

(平成23年度実績(直近値))

担当者制による就職支援を受けた重点支援対象者数 39,828人(23年度第3四半期の累計)

○ 待機児童解消策の推進など保育サービスの充実(418,222,131千円)

待機児童の解消を図るため、保育所等の受入れ児童数の拡大を図るとともに、保護者や地域の実情に応じた多様な保育サービスを提供するため、家庭的保育(保育ママ)や延長保育、休日・夜間保育、病児・病後児保育、などの充実を図った。

また、平成22年11月29日に取りまとめられた「待機児童ゼロ特命チーム」の「国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消「先取り」プロジェクト」については、待機児童解消の取組を加速するため、平成23年度第4次補正予算での「安心子ども基金」の積み増し・延長に伴い、従来から実施している施設整備費と併せて運営費支援についても基金で実施することとし、事業内容の拡充を図った。

○ 放課後児童健全育成事業等(30,750,469千円)

共働き家庭など留守家庭のおおむね10歳未満の児童に対して、放課後に適切な遊びや生活の場を与えてその健全な育成を図った。

(平成23年度実績(直近値))

放課後児童クラブの設置状況(平成23年5月1日現在)

全国 20,561箇所

登録児童数 833,038人

※平成23年度の放課後児童クラブ設置状況については、東日本大震災の影響によって調査を実施できなかった岩手県及び福島県の12市町村(岩手県宮古市・久慈市・陸前高田市・大槌町、福島県広野町・楢葉町・富岡町・大熊町・双葉町・浪江町・川内村・葛尾村)を除いて集計。

○ 女性医師等就労支援事業(223,702千円)

各都道府県において受付・相談窓口を設置して、復職のための研修受入医療機関の紹介や出産・育児等と勤務との両立を支援するための助言等を行い、女性医師等の離職防止や再就業の促進を図った。

(平成22年度実績)

補助自治体数 35都道府県

○ 女性医師支援センター事業(150,172千円千円)

女性医師バンクにおいて、再就業を希望する女性医師の就職相談及び就業斡旋等を行うことにより、女性医師の再就業を支援。また、再就業における講習会等を開催し、女性医師の離職防止及び再就業支援を図った。

(平成22年度までの実績)

再就業成立件数 257件

○ 病院内保育所運営事業(1,826,100千円)

医療機関に勤務する職員の乳幼児の保育を行う事業に対し、その運営の一部(人件費等)や、開設のための施設整備について補助を行った。

(平成22年度実績)

補助実績事業所数 1,192件

(4) 先進企業の表彰や企業の取組の診断・点検の支援等

- 均等・両立推進企業表彰(ファミリー・フレンドリー企業部門)(2,601千円)
仕事と家庭のバランスに配慮した柔軟な働き方ができる企業を表彰した。

【均等・両立企業表彰】

- 厚生労働大臣優良賞
株式会社高島屋(大阪府)

【ファミリー・フレンドリー企業部門】

- 厚生労働大臣優良賞
第一生命保険株式会社(東京都)
シャープ株式会社(大阪府)

- 都道府県労働局長賞 17社

- 子育てサポート企業に対する税制優遇制度の創設

従業員の育児環境整備に積極的な企業を支援するため、「次世代育成支援対策推進法」に基づく認定を受け、「くるみん」を取得した企業に対し、一定の期間内に取得・新築・増改築をした建物などについて、認定を受けた事業年度に32%の割増償却をすることができる優遇制度を創設した。

(5) パートタイム労働法に基づく正社員との均等・均衡待遇の確保と正社員転換の推進
(1,948,826千円)

パートタイム労働者の正社員との均等・均衡待遇の確保と正社員転換の実現を図るため、パートタイム労働法に基づく指導等を実施するとともに、均衡待遇・正社員化推進奨励金(※)の支給により、パートタイム労働者と有期契約労働者の均等・均衡待遇の確保、正社員への転換を一体的に推進した。また、短時間正社員制度の導入・定着を促進するため、事業主への奨励金の支給による支援とともに、導入企業の具体的事例等に基づくノウハウの提供等を行った。

(※)平成23年4月1日より「中小企業雇用安定化奨励金」と「短時間労働者均衡待遇推進等助成金」との整理・統合により「均衡待遇・正社員化推進奨励金」を創設。

(平成23年度実績(直近値))

均衡待遇・正社員化推進プランナーが支援した事業所数 7,531事業所(平成23年12月末現在)

(6) テレワークの普及促進等対策

- 良好な在宅就業環境の確保(42,406千円)

良好な在宅就業環境の整備を図るため、「在宅ワークの適正な実施のためのガイドライン」の周知を図るとともに、在宅就業者等に対するスキルアップ支援や在宅就業者と仲介機関を対象とする支援事業を行った。

- テレワーク普及促進対策(43,725千円)

テレワーク相談センターにおける相談対応やテレワーク・セミナーの開催とともに、テレワークを導入している企業の事例を盛り込むなどにより、適切な労働時間管理を行うためのマニュアルを作成し、これらの活用を通じて適正な労働条件下でのテレワークの普及を図った。

(平成23年度実績(直近値))

- ・ テレワーク相談センター 相談件数 : 634件 (平成24年1月末日現在)
- ・ テレワークセミナー 開催回数 : 7回 (開催場所 : 札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、広島、福岡)

参加人数 632人

(7) 女性の職業キャリアの継続が可能となる環境整備(348,058千円)

企業が行う雇用管理改善や女性労働者のモチベーションの維持向上などの取組への支援を行った。

(8) 若者や母子家庭の母等、経済的自立が困難な者の就業支援等

○ 「フリーター等正規雇用化プラン」の着実な推進(20,275,075千円)

広くフリーター等を中心に、必要に応じて担当者制による職業相談・職業紹介から職場定着までの一貫した支援や助成制度の活用等によりフリーター等の正規雇用化を推進した。

(平成23年度実績(直近値))

ハローワークの職業紹介により正規雇用に結びついたフリーターの数 180,520人

○ 母子家庭等対策総合支援事業(3,537,607千円)

母子家庭の母等に対して、就業支援サービスや生活支援サービス等を提供する母子家庭等就業・自立支援事業等により自立支援を行った。

(平成22年度実績)

- ・ 母子家庭等就業・自立支援センター事業 相談件数：89,729件
就職件数：5,748件
- ・ 高等技能訓練促進費等事業 支給件数：7,969件
就職件数：1,714件

○ 非正規労働者総合支援事業(3,118,702千円)

非正規労働者の総合的な就労・生活支援体制の整備のため、全国に「非正規労働者総合支援センター」及び「非正規労働者総合支援コーナー」を設置し、担当者制によるきめ細かな就職支援と、専門家による心理相談・生活支援制度に係る相談及び地方自治体とも連携した生活・住宅相談等を一体的に実施した。

(平成23年度実績(直近値))

正規就労支援プログラム開始者数 25,624人(23年度第3四半期までの累計)

(9) 高齢者の再就職支援や就業継続の支援・促進

○ 希望すればいくつになっても働ける高齢者雇用の促進(13,845,172千円)

高齢者雇用確保措置の着実な実施を図る。また、希望者全員が65歳まで働ける制度や70歳まで働ける制度の導入に取り組む中小企業事業主への助成(160万円を上限)、定年の引上げ等に合わせて高齢者の職域拡大や雇用管理制度の構築等に取り組む事業主に対する助成(経費の1/3、500万円を上限)等を実施した。

○ 企業雇用以外の多様な働き方に対する支援の充実(10,117,987千円)

シルバー人材センターにおいて、教育・子育て・介護・環境の分野を重点に地域社会のニーズに応じた新たな就業機会を創出するなど、企業雇用以外の働き方を促進した。

(平成22年度実績(直近値))

シルバー人材センター 就業延人員数 70,406,549人日

(10) 自己啓発や能力開発の取組支援

○ 訓練情報提供等によるキャリアコンサルティング及び訓練修了者に対する就職支援

(11,052,938千円)

訓練希望受講者に対するキャリアコンサルティングを実施するとともに、求職者支援制度による訓練等の受講修了者に対して、訓練終了後の就職の実現に向けて、担当者制によるマンツーマン支援等、就職支援を新たに実施した。

- 職業能力の形成支援に係る労働市場のインフラの整備(55,462,042千円)
 - 公共職業訓練、職業能力評価制度の整備、キャリアコンサルティング環境の整備、情報インフラの充実等を実施した。
 - (平成23年度実績(直近値))
 - ・(離職者) 施設内訓練受講者数 35,656人(平成23年4月~12月末時点)
 - ・在職者訓練受講者数 91,341人(平成22年度実績)
 - ・学卒者訓練受講者数 20,882人(平成22年度実績)
- 若年者等に対する職業キャリアの支援(3,055,145千円)
 - 正社員経験の少ない方々に対して座学と実習を組み合わせた職業訓練を行う日本版デュアルシステムや、ニート等の若者の職業的自立を支援する地域若者サポートステーション事業等を実施した。
 - (平成23年度実績(直近値))
 - ・サポートステーション設置数 110箇所
 - ・のべ来所者数 341,367人(平成23年4月~12月末時点)

(11) メンタルヘルス対策の推進

- 職場におけるメンタルヘルス対策の促進(1,489,052千円)
 - 事業主に対するメンタルヘルス対策に関する総合相談、訪問支援の充実やメンタルヘルス不調者に対応できる人材育成の拡充など、メンタルヘルス対策支援センター事業の効果的な実施により、職場におけるメンタルヘルス対策の一層の促進を図った。
 - (平成23年度実績(直近値))
 - 事業場に対する訪問支援件数(平成23年4月~12月末) 14,359事業場
- 地域産業保健事業(2,032,359千円)
 - 産業医の選任が義務付けられていない小規模事業場における労働者の健康確保のため、全国に地域産業保健センターを設置し、職場におけるストレスによる不調が疑われる者及び脳・心臓疾患のリスクの高い者に対する保健指導、長時間労働者に対する面接指導などを行った。
- 外部専門機関の整備・育成等事業(8,719千円)
 - 事業者から選任された産業医が他の専門職と連携して産業保健サービスを提供する外部専門機関の創設に向けた支援として、先進的な活動を行っている医療機関等を調査し好事例集を作成するとともに、外部専門機関として産業保健活動を行う意向を有する医療機関等に対し研修を行った。

2 平成24年度の取組予定

(1) 仕事と生活の調和の実現に向けた企業の取組の促進

- 過重労働の解消等のための働き方・休み方の見直し(1,127,884千円)
労働時間等設定改善法に基づき、企業等に対する支援事業を実施し、労使の自主的取組を推進することにより、長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得促進、特に配慮が必要とする労働者に対する休暇の普及等、労働時間等の設定の改善に向けた取組を促進する。
- 長時間労働抑制のための重点的な監督指導等の実施(311,367千円)
長時間労働に関する法律違反撲滅のためのパンフレット等の作成や集団指導等の実施により、長時間労働抑制のための重点的な監督指導等を行う。

(2) 企業における次世代育成支援対策の推進(22,597千円)

次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画の策定等の促進を引き続き行うとともに、多くの事業主が次世代法に基づく認定を目指して取組を行うよう周知・啓発に取り組む。

(3) 仕事と家庭の両立を図ることのできる環境整備の促進

- 改正育児・介護休業法の円滑な施行(83,232千円)
改正育児・介護休業法に基づく制度の普及・定着に向けた導入指導等の強化により、仕事と家庭の両立ができる職場環境の整備促進を図る。
なお、平成24年7月1日より、これまで適用が猶予されていた一部の制度(短時間勤務制度、所定外労働の制限、介護休暇)について従業員数100人以下の事業主にも適用されることとなり、改正育児・介護休業法が全面施行されることとなる。
- 両立支援に関する雇用管理の改善(9,050,404千円)
両立支援制度を利用しやすい職場環境を整備するため、短時間勤務者や育児休業取得者等の処遇等に関するベストプラクティスの普及等を引き続き行うとともに、育児休業等を理由とする解雇、退職勧奨等の不利益取扱いへの対応を行うため、雇用均等指導員(両立担当)(仮称)(新規)を都道府県労働局に配置する。
また、両立支援に取り組む事業主への助成金を引き続き支給する。
- 男性の育児休業の取得促進(14,668千円)
「イクメンプロジェクト」を実施することにより、男性の育児休業の取得促進を図る。
- マザーズハローワーク事業の拡充(2,291,768千円)
事業拠点の増設(168箇所→173箇所)等、マザーズハローワーク事業を拡充する。
- 待機児童解消策の推進など保育サービスの充実(430,409,859千円)
待機児童の解消を図るため、保育所等の受入れ児童数の拡大を図るとともに、保護者や地域の実情に応じた多様な保育サービスを提供するため、家庭的保育(保育ママ)や延長保育(54.9万人→58.0万人)、休日・夜間保育(休日:9万人→10万人、夜間:196箇所→224箇所)、病児・病後児保育(延べ115.5万人→143.7万人)などの充実を図る。
また、平成22年11月29日に取りまとめられた「待機児童ゼロ特命チーム」の「国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消「先取り」プロジェクト」を推進するため、事業内容の拡充を図る。
- 放課後児童健全育成事業等(30,764,938千円)
共働き家庭など留守家庭のおおむね10歳未満の児童に対して、放課後に適切な遊びや生活の場を与えてその健全な育成を図る(放課後児童クラブの箇所数:25,591箇所→26,310箇所)。
- 女性医師等就労支援事業(医療提供体制推進事業費補助金25,000,000千円の内数)
各都道府県において受付・相談窓口を設置して、復職のための研修受入医療機関の紹介や出産・育児等と勤務との両立を支援するための助言等を行い、女性医師等の離職防止や再就業の

促進を図る。

○ 女性医師支援センター事業(163,060千円)

女性医師バンクにおいて、再就業を希望する女性医師の就職相談及び就業斡旋等を行うことにより、女性医師の再就業を支援する。また、再就業における講習会等を開催し、女性医師の離職防止及び再就業支援を図る。

○ 病院内保育所運営事業(医療提供体制推進事業費補助金25,000,000千円の内数)

医療機関に勤務する職員の乳幼児の保育を行う事業に対し、その運営の一部(人件費等)や、開設のための施設整備について補助を行う。

○ 安定的な介護保険制度の運営(2,403,300,000千円)

高齢化の進展に伴う要介護高齢者の増加や、核家族化の進行など要介護者を支えてきた家族をめぐる状況の変化に対応するため、社会全体で高齢者介護を支える仕組みとしての介護保険制度の安定的・効率的な運営のために、介護給付、地域支援事業等の実施に必要な経費を確保する。

(4) 先進企業の表彰や企業の取組の診断・点検の支援

○ 均等・両立推進企業表彰(ファミリー・フレンドリー企業部門)(2,256千円)

仕事と家庭のバランスに配慮した柔軟な働き方ができる企業を表彰する。

(5) パートタイム労働者等の均等・均衡待遇の確保と正社員転換の推進【雇児】

(2,488,013千円)

パートタイム労働法に基づく指導、専門家による相談、援助や職務分析・職務評価の導入支援を行うほか、労働政策審議会でのパートタイム労働者の公正な待遇の確保に向けた法制度の整備についての検討を踏まえ、必要な措置を講ずる。

また、均衡待遇・正社員化推進奨励金の活用により、パートタイム労働者と有期契約労働者の均衡待遇・正社員への転換の実現を一体的に推進する。

さらに、短時間正社員制度の導入・定着を促進するため、事業主への奨励金の支給による支援とともに、導入企業の具体的事例に基づくノウハウの提供を行う。

(6) テレワークの普及促進等対策

○ 良好な在宅就業環境の確保(40,832千円)

在宅就業を良好な就業形態とするため、「在宅ワークの適正な実施のためのガイドライン」の周知を図るとともに、在宅就業者と仲介機関を対象とした支援事業を実施する。

○ テレワーク普及促進対策(31,082千円)

テレワーク相談センターにおける相談対応やテレワーク・セミナーの開催を通じて適正な労働条件下でのテレワークの普及促進を図る。

(7) 女性の職業キャリアの継続が可能となる環境整備(315,510千円)

企業が行う雇用管理改善や女性労働者のモチベーションの維持向上などの取組への支援を行う。

(8) 若者や母子家庭の母等、経済的自立が困難な者の就業支援等

○ フリーター等の正規雇用化の推進(15,180,373千円)

個別支援など専門的支援を中核として、助成制度の活用や職業訓練の活用促進等により、就職氷河期世代も含めたフリーター等の就職支援を一層強化する。特に、大都市部には、その効果的な実施のための拠点を設置する。

- 母子家庭等対策総合支援事業(3,646,953千円)
母子家庭の母等に対して、就業支援サービスや生活支援サービス等を提供する母子家庭等就業・自立支援事業等により自立支援を行う。
 - 非正規労働者総合支援事業(2,296,129千円)
非正規労働者の総合的な就労・生活支援体制の整備のため、全国に「非正規労働者総合支援センター」及び「非正規労働者総合支援コーナー」を設置し、担当者制によるきめ細かな就職支援と、専門家による心の健康相談、多重債務相談等の生活支援を一体的に実施する。
- (9) 高齢者の再就職支援や就業継続の支援・促進
- 希望社全員の65歳までの雇用確保(4,413,478千円)
公的年金支給開始年齢(報酬比例部分)の65歳への引上げが平成25年度から開始されることに伴い、65歳まで希望者全員の雇用が確実に確保されるよう、労働政策審議会の議論を踏まえ、雇用と年金を確実に接続させるための法整備について検討するとともに、定年を控えた高齢者で、その知識や経験を活かすことができる他の企業での雇用を希望する者を、職業紹介事業者の紹介により雇い入れる事業主への助成など企業の取組への必要な支援を行う。
 - 「70歳まで働ける企業」の積極的普及(11,116,025千円)
年齢にかかわらず意欲と能力に応じて働くことができる生涯現役社会の実現を目指し、「70歳まで働ける企業」の普及に向けた支援を行う。
 - 高齢者が地域で働ける場や社会を支える活動ができる場の拡大(12,414,379千円)
シルバー人材センターの活用等により、定年退職後等の高齢者の多様な就業ニーズに応じた就業機会を確保する。
- (10) 自己啓発や能力開発の取組支援
- 訓練情報提供等によるキャリア・コンサルティング及び就職支援実施費
(10,627,579千円)
求職者制度による職業訓練等へあつせんするため、求職者に対する職業訓練関連情報の的確な提供、能力・適正を踏まえたキャリア・コンサルティング等を実施するとともに、訓練受講希望者に対するジョブ・カード交付関係業務及び訓練終了後の就職の実現に向けた担当者制によるマンツーマンの就職支援等を実施する。
 - 職業能力の形成支援に係る労働市場のインフラの整備(55,772,906千円)
公共職業訓練、職業能力評価制度の整備、キャリアコンサルティング環境の整備、情報インフラの充実等を実施する。
 - 若年者等に対する職業キャリアの支援(2,239,289千円)
日本版デュアルシステム、若者サポートステーション事業(110箇所→115箇所)等を実施する。
- (11) メンタルヘルス対策の推進
- 職場におけるメンタルヘルス対策の促進(1,491,481千円)
事業主に対するメンタルヘルス対策に関する総合相談、訪問支援の充実やメンタルヘルス不調者に対応できる人材育成の拡充など、メンタルヘルス対策支援センター事業の効果的な実施により、職場におけるメンタルヘルス対策の一層の促進を図る。
 - 地域産業保健事業(2,125,083千円)
産業医の選任が義務付けられていない小規模事業場における労働者の健康確保のため、全国に地域産業保健センターを設置し、職場におけるストレスによる不調が疑われる者及び脳・心臓疾患のリスクの高い者に対する保健指導、長時間労働者に対する面接指導などを行う。

○ 外部専門機関選任事業(18,702千円)

外部専門機関として産表保健活動を行う意向を有する医療機関等に対し研修を行うとともに、これらの外部専門機関を活用して労働者の健康管理等を行う事業場に対して意見聴取を行い、その有用性等について検証する。